

島根県報

令和3年3月31日(水)

号外 第 3 9 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	*/17
Ħ	火

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正	2
島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部改正	2
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	3
息根 退病院 長職員 計業 相段 の一部 改正	1

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第6条第2項の表を次のように改める。

組織	職	職務
本局 参与 病院事業管理者の命を受け、本局の事務のうち、特定		病院事業管理者の命を受け、本局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	次長	上司の命を受け、本局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	病院事業管理者補	病院事業管理者の命を受け、本局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
佐		
県立病院課	管理監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	上席調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	課長代理	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企画幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企画員	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を処理する。

に改める。

第8条第1項の表看護局の部救命救急看護部の項中

Γ				
	救命救急病棟看護科	を		
]		
Γ				
	3階東病棟看護科	にみか	同表治験管理室の部中「	「シム
	ハイケアユニット看護科	(CL)X (V),	四次伯漱目垤至97部中「	口
		1		

験管理室」を「臨床研究・治験管理室」に改める。

第8条第2項の表治験管理室の項を次のように改める。

臨床研究・治験管理室

- (1) 臨床研究に関すること。
- (2) 治験に関すること。

第9条第1項の表事務局の部中「、情報システム課」を削る。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。 令和3年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

「管理栄養士

別表中「管理栄養士」を に改める。 栄養士 |

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第8条第10号を次のように改める。

(10) 削除

第14条第1項第1号中「この条において「法」を「「精神保健福祉法」に改め、同項第2号中「若しくは法」を「若しくは精神保健福祉法」に、「同法」を「精神保健福祉法」に改める。

第15条第2項第1号中「7,000円」を「7,500円」に改め、同項第2号ア中「3,700円」を「4,000円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,500円」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1項第6号中「臨時又は緊急」を「災害又は医療行為」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 精神保健福祉法第18条第1項の規定により精神保健指定医の指定を受けた職員が当該指定に係る業務に従事したとき。

第19条第2項第6号ア中「5,000円」を「4,500円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 前項第10号の職員 1月につき35,000円

第23条第2項第1号中「31,000円」を「21,000円」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(医療職給料表(3)の副院長の職にある職員の給与)

第24条の2 医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長の職にあるものの扶養手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当についての額及び支給方法は、当該職員を行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級かつ管理職手当の区分が2種であるものとみなして、第2条の規定を適用する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

附則に次の2項を加える。

(防疫作業等従事手当の特例に関する経過措置)

6 職員 (中央病院に勤務する職員に限る。) が附則第3項各号に掲げる作業に従事したときの防疫作業等従事手当の額は、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間に限り、附則第4項第1号中「3,000円」とあるのは「4,000円」と、「4,000円」とあるのは「5,000円」と、同項第2号中「3,000円」とあるのは「4,000円」と、同項第3号中「4,000円」とあるのは「5,000円」とする。

(病院業務従事手当に関する経過措置)

7 第19条第1項第10号の病院業務従事手当は、同号の規定にかかわらず、当分の間、管理者が別に定める職員に支給する。

別表第2のイの表の備考中「臨床検査技師」の次に「、栄養士」を加える。

別表第4の7級の項中「課長」を

「課長

に改める。 病院事業管理者補佐|

別表第6の1級の項及び2級の項中「臨床検査技師」を

「臨床検査技師 に改める。

栄養士

「副院長別表第7の7級の項中「看護局長」を

に改める。 看護局長」

別表第11の病院の項中「中央病院副院長」を「中央病院副院長(医師である職員に限る。)」に、「同 参事」を

同 参事

に改める。

同 副院長(医師である職員を除く。)」

別表第12の1の表に備考として次のように加える。

備考 管理者が別に定める職にあっては、本表に掲げる額と異なる額を用いることができる。

別表第12の4の表中

7級	3種	70, 700円

を

7級	2種	88, 300円
	3種	70, 700円

に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程(次項に おいて「改正後の規程」という。) 附則第6項の規定は、令和2年11月1日から適用する。

(防疫作業等従事手当の内払)

2 この規程による改正前の島根県病院局職員の給与に関する規程附則第3項の規定により令和2年11月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支給された防疫作業等従事手当のうち、改正後の規程附則第6項の規定に係るものは、同項の規定による防疫作業等従事手当の内払とみなす。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第33条第2項中「第24条」の次に「、第27条」を加え、同条第3項中「年次有給休暇並びに」の次に「第27条及び」を加え、同条第4項中「第26条から第28条まで」を「第26条、第28条」に改める。

第34条第1項中「夏季休暇」の次に「、生理休暇」を加え、同条第2項中「、第27条」を削る。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。